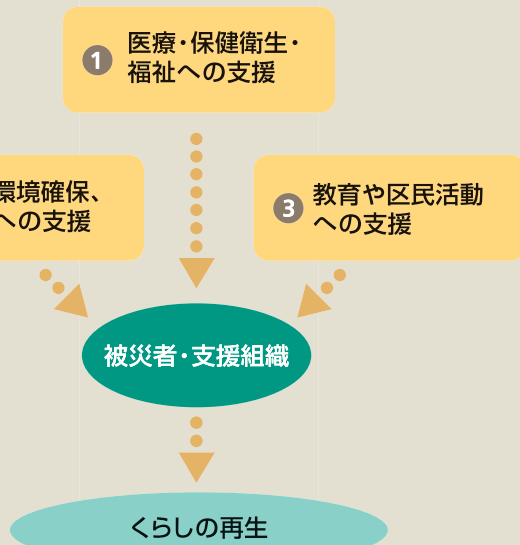


## くらしの復興

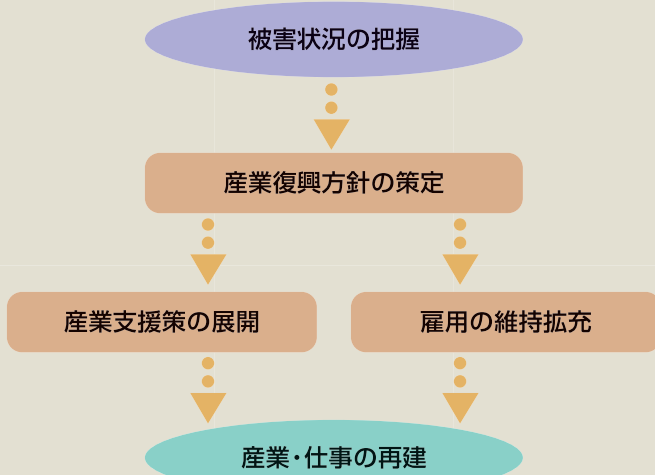
電気・水道等が復旧するにつれて、自宅にもどる方、仮住まいを始める方等様々な暮らしが始まります。住まいの再建とともに必要なことは、できるだけ早く日常の暮らしを取り戻すことです。

区では、地域やボランティアの方々とともに、くらしの復興に取り組みます。



## 産業の復興

区民の皆さんの生活を再生しまちの元気を取り戻すためには、商店街や事業所、農業等の産業活動を活性化していくことが重要になります。区では被害や営業状況をともに、支援策を講じていきます。



## 震災復興 QUESTION アンド ANSWER

### ◎ 応急仮設住宅は誰でも入れるのですか？

△ 応急仮設住宅への入居者は、災害により住む家がなくなり、自らの資力では住宅を確保できない人が対象になります。また、建設地の関係で今のお住まいから遠い場所に建設されることもあります。

### ◎ 応急危険度判定調査とは何ですか？

△ 強い地震をうけた家屋は余震でそれ以上に壊れる危険性が生じます。被災家屋に立ち入ることが安全かどうかを判定するのが「応急危険度判定調査」です。短期間に多くの建物を調査し、立ち入り危険、要注意、安全等の判定をします。

### ◎ 被災証明書とは何ですか？生活支援とは？

△ 区（火災による被害は消防署）が発行するもので、支援金や見舞金の受け取り、税の減免など被災後に行われる生活再建の手続きを受けるために必要になります。全壊・半壊・一部損壊等の被災の度合いを調べる家屋被害状況調査（公的被害認定調査）をもとに発行されます。この調査は、応急危険度判定調査とは別に行われます。

### ◎ 住宅再建は、すぐにできるのですか？

△ 被害が大きくて災害に強いまちにしていける必要がある場合は、2か月（建築基準法による）から最長2年（被災市街地復興特別措置法による）の建築制限が実施されることがあります。例えば、容易に除却できない鉄筋コンクリート造の建物等は規制されます。区では、この期間に地域の方々と復興まちづくりについて話し合いを進めます。

### ◎ 地域でまちづくりをするには？

△ まず、町会・自治会、まちづくり協議会、避難拠点などで地域の皆さんが話し合い、まちの復興が必要な場合には「復興準備会」をつくります。被害の大きな地区には、区が呼びかけることもあります。

「復興準備会」の方々が発起人になって、区域を定めて「復興まちづくり協議会」を立ち上げます。区は専門家の派遣などまちづくり活動を支援します。